

農林業センサス等研究会開催要領

平成19年9月19日
大臣官房統計部

第1 目 的

農林業センサス（以下「センサス」という。）は、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握するための最も基本的な統計調査であり、5年ごとに実施している。

平成22年に実施する2010年センサスについては、最近の我が国農林業の動向等を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」に基づく農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データを的確に把握・提供するとともに、円滑かつ効率的な調査実施が求められている。

また、センサスは、農林統計に係る母集団情報としての役割を果たすなど最も基幹的な統計であり、今後、新たな統計法の下での政府統計全体の再構築に向けた検討が行われることも踏まえ、センサス自体の研究に併せて農林水産統計の再構築に向けた基本的考え方と取組方向を整理しておく必要がある。

このようなことから、2010年センサスの課題と対応方向及び農林水産統計の見直しの方向について、広く外部の有識者から意見を聴いて検討を深めることを目的として、農林業センサス等研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 研究事項

1 農林業センサス

（1）調査環境の変化への対応

個人情報保護意識の高まりと調査員、調査客体等の負担軽減等への対応

（2）新たな施策ニーズへの対応

基本計画に基づく新たな施策等の推進に必要なデータを的確に把握

（3）調査の実施体制を巡る状況を踏まえた対応

国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減等への対応

2 農林水産統計の再構築に向けた検討方向

第3 構成

1 研究会は、別紙に掲げる学識経験者、地方自治体職員等をもって構成する。
なお、必要に応じ構成員以外の有識者の参加を求めることができるものとする。

2 研究会に座長及び座長代理各1名を置く。

第4 運営

- 1 研究会は、統計部長が招集する。
- 2 研究会の議事の運営は座長が行う。
- 3 研究会は公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。
なお、議事要旨等は原則として公開するものとする。
- 4 研究会の庶務は、統計部関係課の協力を得て、経営・構造統計課センサス統計室において処理する。
- 5 研究会の運営に必要な事項は座長が研究会に諮り決定するものとする。

別紙

農林業センサス等研究会委員名簿

あんど う みつよし
安藤 光義

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授

いしい はやと
石井 勇人

農政ジャーナリスト

おだぎり とくみ
小田切 徳美

明治大学農学部教授

きたじま ひろうみ
北嶋 宏海

新潟県総務管理部統計課長

したら しんいち
設楽 新一

山形市農林部次長兼農政課長

つちや としゆき
土屋 俊幸

東京農工大学大学院共生科学技術研究院准教授

のうぐち るりこ
納口 るり子

筑波大学大学院生命環境科学研究科准教授

[五十音順・敬称略]